第3節 力による一方的な現状変更やその試みへの対応

国家防衛戦略における第二の目標は、わが国の平和と安全にかかわる力による一方的な現状変更やその試みについて、わが国として、同盟国・同志国などと協力・連携して抑止することである。また、これが生起した場合でも、わが国への侵攻につながらないように、あらゆる方法により、これに即応して行動し、早期に事態を収拾することである。

わが国は、力による一方的な現状変更やその試みを抑止するとの意思と能力を示し続け、相手の行動に影響を与えるために、柔軟に選択される抑止措置¹ (FDO) とし

ての訓練・演習などや、戦略的コミュニケーション² (SC) を、政府一体となって、また、同盟国・同志国など Strategic Communication と共に充実・強化していく必要がある。

さらに、平素からの常続的な情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) や分析を関係省庁が連携して実施することに Intelligence, Surveillance, and Reconnaissance より、事態の兆候を早期に把握するとともに、事態に応じて政府全体で迅速な意思決定を行い、関係機関が連携していくことが重要であることから、平素から、政府全体での対応を強化していくこととしている。

■ わが国周辺における常続的な情報収集・警戒監視・偵察 (ISR)

1 基本的考え方

わが国は、14,000あまりの島々で構成され、世界第6位3の面積となる領海(内水を含む。)と排他的経済水域(EEZ)を有するなど広大な海域に囲まれている。自衛隊Exclusive Economic Zoneは、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、平素から領海・領空とその周辺の海空域において情報収集や警戒監視を行っている。

2 防衛省・自衛隊の対応

海自は、平素から哨戒機⁴などにより、北海道周辺や日本海、東シナ海などを航行する船舶などの状況について、空自は、全国各所のレーダーサイトと早期警戒管制機⁵などにより、わが国とその周辺の上空の状況につい

て、24時間態勢での警戒監視を実施している。また、主要な海峡では、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが同じく24時間態勢で警戒監視を行っている⁶。さらに、必要に応じ、艦艇・航空機などを柔軟に運用し、わが国周辺における各種事態に即応できる態勢を維持している。

なお、こうした警戒監視により得られた情報については、海上保安庁を含む関係省庁にも共有し、連携の強化も図っている。海上保安庁は、2022年10月から、海自八戸航空基地(青森県)において、MQ-9B(シーガーディアン)の運用を開始しており、また、2025年度以降においては、北九州空港に運用拠点を移転する予定としている。

海自では、現在有人機で実施している警戒監視などの 任務の一部を将来的に無人機で代替可能か検証すべく、 2023年5月から、八戸航空基地においてシーガーディ アンを用いた試験的運用を行っていたところ、2024年





資料: 令和5年度 外国海軍艦艇等の動向

URL: https://www.mod.go.jp/js/activity/domestic/keikai2023.html

- 1 相手方の行動に対し影響を与えるために周到に検討された、抑止のための行動。
- 2 政府として、わが国にとって望ましい安全保障環境を平素から創っていくための取組の一環として、SCの取組を実施することとしており、防衛省としても、防衛省・自衛隊が実施する様々な活動やその目的について、効果的な発信が可能となるような手法やメッセージを選択し、様々な言語や媒体を用いることなどにより、同盟国や同志国と連携しつつ、国際社会に対して発信を行っている。
- 3 各国の海外領土の持つ海域も当該国のものとすると世界第8位とされる。
- 4 敵の奇襲を防ぐ情報収集などのために、見回ることを目的とした航空機で、海自は、固定翼哨戒機としてP-3C哨戒機とP-1哨戒機を、回転翼哨戒機としてSH-60J哨戒へリコプター、SH-60K哨戒へリコプター、SH-60L哨戒へリコプターを保有している。
- 5 警戒管制システムや全方向を監視できるレーダーを装備する航空機。速度性能に優れ、航続時間も長いことから遠隔地まで飛行して長時間の警戒が可能。 さらに高高度での警戒もできるため、見通し距離が長いなど、優れた飛行性能と警戒監視能力を持つ。空自は、B-767旅客機をベースにした E-767を運用 している。
- 6 自衛隊による警戒監視活動は、防衛省設置法第4条第1項第18号(所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと)に基づいて行われる。

4月以降に海自鹿屋航空基地 (鹿児島県) への離着陸の 検証を行うこととしているなど、将来の無人機の本格導 入に向けて、さらに検討を進めていく。海自と海上保安 庁は無人機が取得した必要な情報の共有を行っており、 今後ともさらなる連携強化に向けた取組を推進していく こととしている。

そのほか、常時継続的な監視の強化などのため、2022 年12月、空自は、RQ-4B (グローバルホーク) を運用す る偵察航空隊を空自三沢基地(青森県)に新編した。



新たに空自三沢基地に到着した3機目のグローバルホーク

2023年6月には、グローバルホークの3機目が到着し、 当初の計画の体制が完整した。

近年、わが国周辺においては、中国軍艦艇が、尖閣諸島 周辺海域での活動を活発化させており、中国海警局に所 属する船舶が尖閣諸島周辺のわが国領海への侵入を繰り 返している。また、中国軍艦艇がわが国領海や接続水域 を航行する例や、中国軍空母の活動も続いており、2023 年4月には、空母「山東」を含む3隻が波照間島(沖縄県) 周辺の海域を航行するところを確認した。「山東」による



中国とロシア海軍艦艇に対し、警戒監視・情報収集を実施する護衛艦 「ひゅうが」

解説

尖閣諸島について

尖閣諸島 (沖縄県石垣市) は、歴史的にも国際法上も 疑うことなきわが国固有の領土であり、現にわが国が有 効に支配しています。したがって、尖閣諸島をめぐり解 決すべき領有権の問題はそもそも存在しません。

日本政府は1895年に、他の国の支配が及ぶ痕跡がな いことを慎重に確認したうえで、国際法上正当な手段で 尖閣諸島を沖縄県所轄とすることを閣議決定し、正式に 領土に編入しました。中国が尖閣諸島に関する独自の主 張を始めたのは、1968年に東シナ海に石油埋蔵の可能 性があると国連の機関が指摘した後の1970年代以降で あって、それまで何ら異議を唱えていませんでした。ま た、異議を唱えてこなかったことについて何ら説明を 行っていません。

それにもかかわらず、中国政府所属船舶が2008年に 初めて尖閣諸島周辺のわが国の領海に侵入して以降、わ が国の厳重な抗議にもかかわらず、依然として中国海警 船などが領海侵入を繰り返しており断じて容認できま

せん。尖閣諸島周辺のわが国領海での独自の主張をする 中国海警船の活動は、そもそも国際法違反です。

このような力による一方的な現状変更の試みに対し て、中国側の行動の改善を強く求めています。防衛省・ 自衛隊としては、国民の生命・財産およびわが国の領 土・領海・領空を断固として守るため、引き続き、関係 省庁と緊密に連携しながら、警戒監視に万全を期すとと もに、冷静かつ毅然と対応していきます。



わが国固有の領土、尖閣諸島【内閣官房HP】

太平洋上の航行を確認したのはこのときが初めてであ る。

さらに、2023年7月に中国軍艦艇とロシア軍艦艇が 日本海で各種訓練を実施した後、7月下旬から8月にか けて宗谷海峡や沖縄本島と宮古島(沖縄県)との間の海 域を通過するなど、わが国周辺海域において共同航行を

実施したことを確認している。

防衛省・自衛隊は、わが国の領土・領海・領空を断固 として守り抜くため、引き続き高い緊張感を持って警戒 監視などの対応に万全を期していく。

■ 参照 図表 III -1-3-1 (わが国周辺海空域での警戒監視 (イ メージ))

図表Ⅲ-1-3-1

わが国周辺海空域での警戒監視 (イメージ)



政府全体での対応 3

(1) 全般

力による一方的な現状変更を許さないためには、平素 から政府全体の意思決定に基づき、関係機関が連携して 行動することが重要である。このため、平素から政府全 体として、連携要領を確立しつつ、シミュレーションや 統合的な訓練・演習を行い、対処の実効性を向上させる こととしている。

また、原子力発電所などの重要施設の防護、離島の周

辺地域などにおける外部からの武力攻撃に至らない侵害 や武力攻撃事態への対応については、有事を念頭に平素 から警察や海上保安庁と防衛省・自衛隊との間で訓練や 演習を実施していく。

(2) 海上保安庁との連携強化

海上における治安の確保は第一義的には海上保安庁の 任務であるが、海上保安庁では対処できない場合には、自 衛隊も海上警備行動や治安出動により、連携して対処す ることとなる。また、他国からの武力攻撃が発生した場合 には、自衛隊が主たる任務として防衛出動により対処す ることになる。わが国周辺海域の情勢が厳しさを増すな か、どのような状況にも切れ目なく対応するため、自衛隊 と海上保安庁の連携強化はより一層重要になっている。

海自と海上保安庁は、平素から共同訓練を行い、技量 向上と共同対処能力の強化に取り組んでいる。また、グ レーゾーンや武力攻撃事態における対応も含めた連携強 化は、あらゆる事態に対応する体制を構築するうえで極



海上保安庁との共同訓練を行う海保巡視船 「おくしり」(手前)、 海自ミサイル艇「くまたか」(奥) (2023年10月)

めて重要である。

自衛隊法第80条においては、内閣総理大臣は防衛出動 または命令による治安出動を命じた場合において、特別 の必要があると認めるときは、「海上保安庁の全部又は一 部を防衛大臣の統制下に入れることができる | とされて いる。2023年4月に、防衛大臣による海上保安庁の統制 の具体的な手続きを含めた、防衛出動命令が発出された 場合における両機関の連携についての「統制要領」が策 定されたことを受け、防衛省・自衛隊は、共同訓練などを 通じ、海上保安庁との連携を不断に強化している。

2023年5月には、防衛省市ヶ谷地区とその他各所在 において、武力攻撃事態を想定した机上訓練を初めて実 施し、両機関における情報伝達の要領などを確認した。 この机上訓練を踏まえ、6月には、伊豆大島東方海空域 において実動訓練を実施し、両機関における情報伝達、 現場における対応などを確認した。

□ 参照 図表Ⅲ-1-3-2 (武力攻撃事態における防衛出動下令 時の防衛大臣による海上保安庁の統制要領)、I部3 章 2 節 2 項 6 (2) (わが国周辺海空域における軍の動 向)、資料14(中国海警局に所属する船舶などの尖 閣諸島周辺における活動状況)

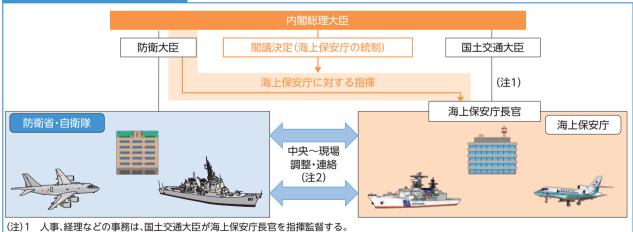
図表Ⅲ-1-3-2

武力攻撃事態における防衛出動下令時の防衛大臣による海上保安庁の統制要領

統制の手続

●閣議決定を経て、海上保安庁を防衛大臣の統制下に入れる。

防衛省・自衛隊と海上保安庁の関係



- - 2 海上自衛隊の現場部隊指揮官が海上保安庁の現場勢力を指揮・統制することはない。

防衛省・自衛隊と海上保安庁が実施しうる事項(例)

- 住民の避難、救援 ・船舶への情報提供、避難支援
- ·搜索救難、人命救助 ・港湾施設などのテロなど警戒 ・大量避難民への対応措置
- (注)3 海上保安庁は、警察機関として、海上保安庁法に規定された所掌事務の範囲内で活動。

2 わが国の主権を侵害する行為に対する措置

1 領空侵犯に備えた警戒と緊急発進 (スクランブル)

(1) 基本的考え方

国際法上、国家はその領空に対して完全かつ排他的な主権を有している。対領空侵犯措置は、公共の秩序を維持するための警察権の行使として行うものであり、陸上や海上とは異なり、この措置を実施できる能力を有するのは自衛隊のみであることから、自衛隊法第84条の規定に基づき、第一義的に空自が対処している。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

空自は、わが国周辺を飛行する航空機を警戒管制レーダーや早期警戒管制機などにより探知・識別し、領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合には、戦闘機などを緊急発進(スクランブル)させ、その航空機の状況を確認し、必要に応じてその行動を監視している。さらに、この航空機が実際に領空を侵犯した場合には、退去の警告などを行っている。

2023年度の空自機による緊急発進(スクランブル) 回数は669回(中国機に対し479回、ロシア機に対し 174回、その他16回)であった。

近年、中国機の飛行形態は変化し、活動範囲は東シナ



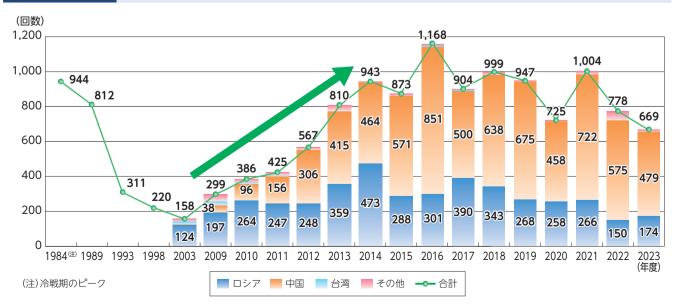
緊急発進 (スクランブル) 対応中の隊員

海のみならず、太平洋や日本海にも拡大している。

また、2019年以降、中露両軍の爆撃機によるわが国 周辺での長距離にわたる共同飛行が計7回確認されてい る。特に、2023年6月には、長距離にわたる共同飛行を 初めて2日続けて確認するなど、飛行形態も多様化して いる。

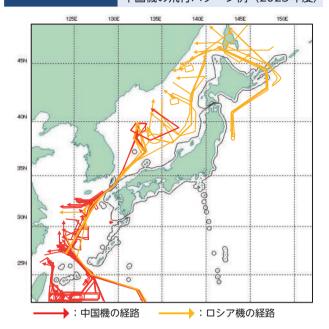
このように、中国機とロシア機はわが国周辺で活発な活動を継続している。防衛省・自衛隊としては、今後も活動を活発化させている中国軍とロシア軍の動向を注視しつつ、対領空侵犯措置に万全を期していく。

図表Ⅲ-1-3-3 冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳



図表Ⅲ-1-3-4

緊急発進の対象となったロシア機と 中国機の飛行パターン例 (2023年度)



図表Ⅲ-1-3-5

わが国と周辺国・地域の防空識別圏 (ADIZ) (イメージ)



□ 参照 図表Ⅲ-1-3-3 (冷戦期以降の緊急発進実施回数とそ の内訳)、図表Ⅲ-1-3-4 (緊急発進の対象となった口 シア機と中国機の飛行パターン例(2023年度))、図 表Ⅲ-1-3-5 (わが国と周辺国・地域の防空識別圏 (ADIZ) (イメージ))、I 部3章2節2項6 (2) (わが 国周辺海空域における軍の動向)、I 部3章5節5項 3 (中国との関係)、Ⅱ部5章3項6 (領空侵犯に対す る措置)

領海や内水内を潜水航行する 潜水艦への対処など

(1) 基本的考え方

わが国の領水内⁷で潜水航行する外国潜水艦に対して は、海上警備行動を発令して対処する。こうした潜水艦 に対しては、国際法に基づき海面上を航行し、かつ、そ の旗を掲げるよう要求し、これに応じない場合にはわが 国の領海外への退去を要求する。





動画: UNIT-1 航空警戒管制

URL: https://www.youtube.com/watch?v=DKd7UEU73rM



資料: 2023年度 年度緊急発進状況

URL: https://www.mod.go.jp/js/activity/domestic/Scramble2023.html



(2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、わが国の領水内を潜水航行する外国潜水艦を 探知・識別・追尾し、こうした国際法に違反する航行を 認めないとの意思表示を行う能力や浅海域における対処 能力の維持・向上を図っている。

2004年11月、先島諸島(沖縄県)周辺のわが国領海内を潜水航行する中国原子力潜水艦に対し、海上警備行動を発令し、海自艦艇などにより潜水艦が公海上に至るまで継続して追尾した。また、2018年1月、尖閣諸島(沖縄県)周辺のわが国の接続水域における中国潜水艦による潜水航行が初確認された。

さらに、2021年9月には中国国籍と推定される潜水 艦が奄美大島 (鹿児島県) 周辺のわが国接続水域内を潜 水航行しているのを確認し、海自護衛艦と哨戒機による 警戒監視を行った。この潜水艦による領海侵入はなかっ たものの、このような潜水艦の活動はわが国として注視 すべきものである。国際法上も、外国の潜水艦が沿岸国 の領海内を航行する際には、海上においてその旗を掲げ て航行しなければならないとされており、国際法に反す る活動を許さないためにも、自衛隊は万全の警戒監視態 勢を維持していく。

3 武装工作船などへの対処

(1) 基本的考え方

武装工作船と疑われる船(不審船)には、警察機関で



不審船対処訓練を実施する海自艦艇と海上保安庁巡視船

ある海上保安庁が第一義的に対処するが、海上保安庁では対処できない、または著しく困難と認められる場合には、海上警備行動を発令し、自衛隊が海上保安庁と連携しつつ対処することになる。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊は、1999年の能登半島(石川県)沖での不審船事案や2001年の九州南西海域での不審船事案などの教訓を踏まえ、様々な取組を行っている。特に海自は、特別警備隊の編成、護衛艦などへの機関銃の装備などを実施してきたほか、1999年に防衛庁(当時)と海上保安庁が策定した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、海上保安庁との定期的な共同訓練を行うなど、連携の強化を図っている。

^{8 2001}年3月、海上警備行動下において不審船の立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うための専門の部隊として海自に新編された。